

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 28 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（真地市営住宅第 1 期建替工事（機械 2 工区））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 真地市営住宅第 1 期建替工事（機械 2 工区）

契約の相手方

受注者 沖縄水質改良・沖設備・第一設備共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市首里石嶺町 3 丁目 8 番地 1

商号 沖縄水質改良株式会社

氏名 代表取締役 天願 智一

構成員 住所 沖縄県那覇市壺川二丁目 11 番地 11

商号 株式会社 沖設備

氏名 代表取締役 山城 邦夫

構成員 住所 沖縄県那覇市与儀 2 丁目 12 番 25 号

商号 合資会社 第一設備

氏名 代表社員 武村 健

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 147,570,500 円

変更する金額 153,672,200 円